

全子連安全共済会

2026.3 改訂



岡崎市子ども会育成者連絡協議会

－ は じ め に －

全国子ども会安全共済会のあらまし

全国子ども会連合会は、昭和47年以来都道府県・指定都市子ども会連合会と委託契約のもとに、全国子ども会関係者の相互扶助による見舞金制度である安全会をつくり、安全教育（学習）の充実とともに、万一の事故に備えてまいりました。また、安全会では、主催者の損害賠償を負担することは不可能であることから、昭和54年4月1日から、主催者側の法律上の損害賠償責任を負担することにより、被る損害をてん補する「子ども会賠償責任保険」制度を導入しました。

平成18年4月「改正保険業法」施行によりこれまでの共済事業を継続することが困難となったため、新たな制度共済の立法措置がなされた結果、平成23年12月に全子連安全共済会が文部科学省より認可され平成24年度より実施されることとなりました。

重要事項説明の義務

保険業法に基づき、加入時には「重要事項説明の義務」があります。
きちんと説明して、納得したうえで加入してもらうことが求められます。

※加入は任意ですが、岡子連としては、地域で安心して子ども会活動を行っていただけるよう入会をお願いしています。

安全共済会に加入できる方

1 子ども会会員

…幼児から高校年齢相当まで。加入時の年齢制限はありません。
(但し、3歳以下の幼児については保護者の同時加入が必要です。)

2 子ども会の指導者・育成者・ジュニアリーダー

…子ども会活動をお手伝いいただける方、全ての方々が対象です。

安全共済会掛金・会費

1人あたり 年額 120円

＝ 目 次 ＝

1. 制度概要	P3
・ 共済金制度	
・ 賠償責任保険制度	
2. 加入手続き	P4
・ 申込【4月1日付】	
・ 会費	
・ 申込方法	
・ 年度途中の追加加入	
3. 事故が起きてしまったら	P5
・ すぐに用意するもの【单子代表者が作成】	
・ 事務局からケガをされた方に請求関係書類を送付	
4. 会員が引っ越したとき	P6
・ 加入者が転出するとき	
・ 加入者が転入してきたとき	
・ 所属変更時の会費	
5. 賠償責任保険について	P7
・ 事故発生時の対応	
・ 自己負担額	
・ 保険金を支給できないもの	
6. よくある質問	P8
・ 安全共済会全般	
・ 賠償責任保険	
記入例（よく使う書類）	
（ネット加入用）	
・ 共済様式 06 共済掛金等報告書（ネット加入用）	P11・P12
・ 共済様式 07 変更届	P13
・ 共済様式 20 事故第一報報告書	P14
・ 様式B01 子ども会賠償責任保険事故報告《第一報》	P15
单子番号一覧表	P16

<各種申込、提出書類、問合せ先など>

- ① 共済様式 06「共済掛金報告書」提出専用アドレス
岡子連安全共済会アドレス kyosai@okakoren-kscs.net（岡子連安全共済会担当）
- ② 安全共済会加入に関する問い合わせ。 岡子連安全共済会アドレス
- ③ 共済金請求、損害賠償責任に関する問い合わせ。事故第一報報告書提出先
事務局：岡崎市役所 こども部 こども育成課（福祉会館3階）
〒岡崎市十王町2丁目9番地
Eメール：kodomokai@city.okazaki.lg.jp
電 話：0564-23-6820 FAX：0564-23-7292
- ④ ネット加入・様式ダウンロード <https://www.kodomo-kai.or.jp/kyousainet/>（全子連）

1. 制度概要

※詳細は約款をご確認ください。

1-1 共済金制度

安全共済会会員が指導者（育成会員）の管理下における子ども会活動中に生じた「事故」、および子ども会活動の指導上に生じた「事故」を対象として共済金を支給する制度です。

◎対象となる活動

1	子ども会の活動計画に基づき、1人以上の指導者（18歳以上の者に限る）又は育成会員の管理下にある活動
2	子ども会の活動計画を実施するための調査・準備（活動場所の下見、買い出し準備など）
3	子ども会の活動計画に基づく、子ども会の活動の一環として参加する各種研修会、研究会、及び会議など
4	子ども会が指定する集合場所及び解散場所から加入者の住所との通常経路の往復途中（※賠償責任保険は対象外）

◎共済金の種類・金額

1	医療共済金	健康保険等を適用した医療費総額の30%（支払限度額 50万円）
2	死亡共済金	600万円
3	後遺障害共済金	後遺障害の程度に応じて 7万円～600万円
医療共済金が支払われない場合 ・平常の生活に支障がない程度に治ったとき以降の期間の医療費 ・事故の発生日からその日を含めて180日経過後の医療費 ・医療共済金が1,000円以下の場合		

※その他、自動車の交通事故など対象外となる場合があります。詳細はパンフレット等でご確認ください。

1-2 賠償責任保険制度

子ども会活動中の事故により、主催者以外の会員や会員以外の第三者が死傷したり、その財物に損害を与えたことにより、単位子ども会の指導者・育成者等の主催者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を保険金として支払うものです。

◎賠償責任保険 支払限度額

身体賠償	1名につき	1億円	免責金額 なし
	1事故につき	5億円	
財物損壊	1事故につき	200万円	免責金額 1,000円
財物賠償	1事故につき	1,000万円	免責金額 3,000円

◎支払われる保険金の種類

- ・損害賠償金（治療費、修繕費用等）
- ・損害の発生または拡大防止の費用）
- ・応急手当、護送費用
- ・権利の保全、行使に必要な手続費用
- ・争訟費用 など

2. 加入手続き

2-1 申込書類

(ネット加入)

名	称	様式	説明・注意点
2	共済掛金等報告書 (ネット加入用) 【記入例 P11】	共済様式 06	<ul style="list-style-type: none">安全共済会ネット加入ページから加入者情報，行事計画を入力する。「共済掛金等報告書」をダウンロードして作成する。各単位子ども会は、作成後、岡子連安全共済会アドレスへ送付する。 ※追加加入についても同様な方法で手続きをして下さい。

※ネット加入は「<https://www.kodomo-kai.or.jp/kyousainet/>」を参照

2-2 会費

会員1人あたり 年額 120円

- 掛金は各単位子ども会に負担していただきます。
- 支払い方法：年度末に加入人数に応じた金額を一括入金（令和9年2月末予定）

2-3 申込方法

- 全子連ホームページよりネット加入、単位子ども会登録後、必要データの入力。
- 共済様式06「共済掛金等報告書」を作成後、岡子連へ提出。
※「共済掛金報告書」提出専用アドレスへ送付。
アドレス：kyosai@okakoren-kscs.net
- Excelデータにて送付。(ファイル名 OOBOOGOOK)

2-4 年度途中の追加加入

- 全子連ホームページよりネット加入、追加加入者の入力。
- 共済様式06「共済掛金等報告書」に必要事項を記入後、岡子連へ提出。
※「共済掛金報告書」提出専用アドレスへ送付。
アドレス：kyosai@okakoren-kscs.net
- Excelデータにて送付。(ファイル名 OOBOOGOOK)

3. 事故が起ってしまったら

子ども会活動中に会員がケガをしてしまった場合、以下のとおり共済金の請求手続きを進めていきます。

3-1 すぐに用意するもの【子ども会の代表者が作成】

◎提出書類

名	称	様式番号	説明・注意点
1	事故第一報報告書 【記入例 P14】	共済様式 20	・ネット加入

※ 岡崎市市民活動総合補償保険の「事故報告書（傷害）」を併せて提出してください。

◎提出方法・提出先

事故第一報報告書を作成後、以下のいずれかの方法で岡崎市役所こども育成課へ提出。

※作成は担当者でも可。 ただし代表者名は、必ず単位子ども会会長名として下さい。

- ・持参 岡崎市役所福祉会館3階 こども育成課窓口
- ・郵送 〒444-8601 岡崎市十王町2-9 岡崎市役所こども部こども育成課
- ・Eメール kodomokai@city.okazaki.lg.jp
※ 開封確認を設定するなど、こちらへ届いたことを確認してください。
- ・FAX 0564-23-7292

◎提出期限

事故発生日から **30日以内**

※事故発生後 30日経過後に提出された場合、共済金が減額される場合があります。

3-2 事務局からケガをされた方に請求関係書類を送付

第一報報告書等が届き次第、事務局からケガをされた方に直接、共済金請求に必要な書類をお送りします。

◎単位子ども会代表者は、以下の2点を、ケガをされた方に必ず伝えてください。

1	第一報報告提出後、事務局から請求の書類が <u>ケガをした方に直接</u> 送付されます。
2	<u>医療点数が記載された領収書</u> を必ず受け取って保管しておいてください。 共済金請求に必要です。（院外処方薬の薬局も含む）

4. 会員が引っ越したとき

安全共済会に加入している者が転出したり、転入されてきた場合、単子子ども会代表者は、次のとおり手続きをおこなってください。

4-1 加入者が転出する場合

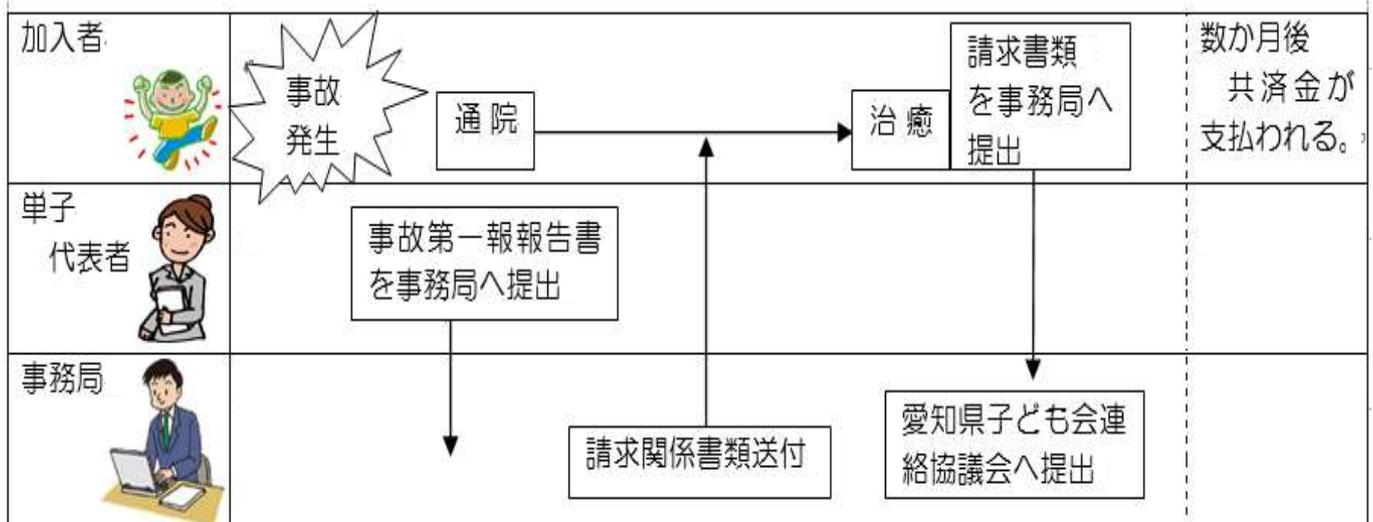
ネット加入	・手続きはありません。(転入先で手続きします)
-------	-------------------------

4-2 加入者が転入してきた場合

ネット加入	<ul style="list-style-type: none"> ・安全共済会ネット加入ページから転入者の加入者情報を入力する。 ・変更届(共済様式07)をダウンロードし、「転入者」の欄を記入して、岡子連安全共済会アドレスに送付。 <p>※転入者が旧所属先で加入していない時は、加入者情報を入力したのち、追加加入として共済掛金等報告書(共済様式06)を提出します。</p>
-------	---

◎変更届について、県外からの転入や旧所属で安全共済会へ加入していたかどうか不明な場合は、岡崎市役所こども育成課(23-6820)にご相談ください。

【まとめ】共済金請求の流れ



5. 賠償責任保険について

子ども会活動中の事故により、会員や第三者の財物に損害を与えたり、死傷したりしたことにより子ども会役員等が法律上の賠償責任を負った場合に、その損害に対し支払われる保険です。

例) ソフト練習中にガラスを割ってしまった

ソフト練習中に打ったボールが通りかかった人に当たり、けがをさせてしまった など

5-1 事故発生時の対応

1	損害状況がわかるよう、現場の写真を撮影しておく。
2	対物の場合は、修理費用の見積もりをとるなど、被害金額を明確にしておく。
3	「子ども会賠償責任保険事故報告《第一報》」を作成する。 【記入例 P15】 → 岡崎市役所こども育成課に提出する。

⇒ 保険会社の求める書類を順次提出していただくこととなります。

5-2 自己負担額

身体賠償の場合…自己負担額なし

財物損壊の場合…自己負担額 1,000 円

財物賠償の場合…自己負担額 3,000 円

※給付される保険金の額は「賠償責任額－自己負担額」です。

5-3 保険金を支給できないもの

- ・ 故意による事故の損害賠償責任
- ・ 子ども会活動に参加するまでの往復途中の事故の賠償責任
- ・ 被保険者と第三者との間に損害賠償について特別な約定がある場合、約定により加重された賠償責任
- ・ 指導者及び育成者が自ら所属する子ども会の活動によって被った身体の障害または財物の損壊に対する損害賠償責任
- ・ 子ども会活動に参加している子どもの加害行為により、指導者及び育成者が被った身体障害に対する損害賠償責任（被害者が満 18 歳未満の場合を除く）
- ・ 主催者が所有、使用または管理する財物の損害に対する損害賠償責任
- ・ 自動車、航空機、エレベーター、エスカレーター、船などの所有、使用、管理に起因する損害賠償責任
- ・ スポーツ中の事故（眼鏡の破損など）

6. よくある質問

<安全共済会全般>

- 1 熱中症は対象となりますか？
医師により熱中症と診断されれば対象となります。
- 2 球技の練習中に見学者にボールが当たってケガをした場合は請求できますか？
ケガをした見学者が安全共済会の加入者なら請求できます。会員の兄弟等で子ども会の活動に同行することが多い場合は加入をお勧めします。
- 3 練習の休憩中に遊具で遊んでいてケガをした場合など、競技に関係ないところでのケガは対象となりますか？
対象となります。安全共済会では、活動に参加するため家を出るところから、行事を終えて帰宅するまでの傷病が対象です。
市民活動補償保険制度では、休憩中や行事会場への往復中など、直接行事内容に関係ないときにおきた傷病は対象外です。
- 4 市役所になかなか行けないのですが、FAX やメールでの提出可能な書類はありますか？
事故が起きた時に単子会長さんに提出していただく書類は、FAX、メール、郵送、窓口へ持参の方法をとっております。
ケガをした人が共済金を請求する場合に提出する書類は、不備・不足等を防ぐため、お手数ですが、こども育成課（市役所福祉会館3階こども育成課窓口）へお越してください。その際、印鑑をご持参ください。
- 5 院外薬局での調剤にかかる保険点数は対象となりますか？
対象となります。病院の領収書と一緒に提出してください。
- 6 治療のために装具を作ったのですが、装具作成費は対象となりますか？
医療共済金の対象となるのは、原則健康保険等の適用分のみですが、医師の指示による装具作成費は対象となる場合があります。装具作成費の領収書や医師の指示書等の写しを病院の領収書と一緒に提出してください。
- 7 行事の追加や変更があった場合の手続きを教えてください。
決まり次第、追加・変更後の行事計画書を作成しブロック理事へ提出してください。尚、行事計画書は、追加・変更をした状態の1年分の計画書を提出してください(全て差替え)。
- 8 もともとあった持病（腰痛など）が、練習等により悪化した場合は対象になりますか？
子ども会活動が原因で悪化した可能性があるとして医師の診断がついた場合は対象になる場合があります。対象となる場合に、医師の意見書など追加の書類の提出を求められることがあります。
- 9 KYTとは何ですか？何をすればいいのですか？
KYTとは、「危険予知トレーニング」の略です。安全に子ども会活動をすすめられるよう、活動内容にふさわしい注意事項を参加者に伝え、事故の防止に務めてください。

<賠償責任保険>

子ども会損害賠償責任保険について、支払対象判断を中心に、特に多いご質問と、それに対するご説明を記載いたします。(全国子ども会連合会作成資料から抜粋)

I こんな場合、対象になるの？

- 1 子ども会行事へ参加するため自転車で走行中、誤って他人にぶつかりケガをさせてしまった。支払い対象となるか？

子ども会の賠償責任保険は、行事中のみが対象となります。集合場所と自宅の往復途中は対象外です。

- 2 ソフトボールの監督が学校のグラウンドの端に自家用車を停めていた。ソフトボール活動中、偶然ボールが自家用車に当たり、ボンネットがへこんだ。修理代は出るか？

行事中における役員・指導者等（同居の親族を含む。別居の親族は含まない）の身体傷害・財物損害は対象外です。

- 3 子ども会行事のために、子ども会とは関係ない方から「かき氷器」を借りたが、操作を誤って壊してしまった。補償はあるか？

「受託者賠償責任保険（運送危険補償特約付帯）」の対象となります。祭り開催時に外部から借りた山車、廃品回収時に外部から借りたリヤカー、運動会開催時にレンタル業者から借りたテント等も対象となります。（1事故につき免責金額 3,000 円で、全子連全体で年間累積 1,000 万円が支払い限度額です。）但し、自動車は対象外となります。

- 4 学校のグラウンドを借りてソフトボールを行っていた際、グラウンドと同時に借用したネットを破損してしまった。補償の対象となるか？

「借用イベント施設損壊補償特約」の対象となります。公民館で行事を行う際に、公民館から借りたマイク等も対象となります。

- 5 お祭り屋台で子ども会が提供した食品によって食中毒が発生した場合、対象となるか？

子ども会が販売又は提供した商品・飲食物に起因する損害賠償責任は対象外です。

- 6 子ども会行事（廃品回収）のために好意で車を借用し、その廃品回収のため運転中、誤って第三者の塀をこわした。対象となるか？

借用自動車に限らず、自動車の運行管理に起因する損害賠償（対人・対物）は、その車についている保険（自賠責保険、自動車保険）で補償するため、安全共済会は対象外となります。

- 7 ソフトボールの練習で、打球がピッチャーの顔面に当たり、メガネが壊れてしまった。支払えるか？また、スポーツ競技中以外でメガネが壊れた場合は対象か？

ソフトボールに限らず、また試合中・練習中に限らず、正当な競技規則に従った行為では損害賠償そのものが発生しません。メガネ以外の他の財物、相手のケガも同様です。また、観客についても競技参加者とみなされ、同様に損害賠償が発生しません。

なお、スポーツ競技中以外の場合は、事故の状況により対象か否かを確認することになります。

8 行事（サイクリング等）中に、運転していた自転車が他人に接触しケガを負わせた。請求は可能か？

自動車事故と同じように、過失割合の判断に基づき、過失部分のお支払いが対象となります。追加の書類提出を求められることがあります。

9 子ども会活動にて待機中、子ども同士がふざけあっていて途中から蹴り合い等の喧嘩に発展し、一方にケガを負わせた。指導者は片付けや準備に追われ、その場にはいなかった。請求はできるか？

子ども同士でふざけていたのであれば、たんなるケンカであり、子ども会の管理責任はないため対象外です。（その場に指導者がいなければなおのことです。）

10 子ども会活動中、たまたま隣で別の子ども会が行事をしていて、別の子ども会の子どものケガをさせてしまい、子ども会に損害賠償を求められた。対象となるか？

同一直行事でなければ、他の子ども会は第三者とみなすことができ、対象となります。

Ⅱ 他に保険（共済）がついているけど・・・

11 子ども会の賠償責任保険以外に、賠償責任保険のついた他の保険（スポーツ安全保険、コープ共済等）にも加入している場合、どのようにすればよいか？

事故報告時に、知りうる範囲で他保険分を報告してください（所定欄へ記入）。子ども会の担当保険会社から、他保険の詳細情報（連絡先等）を照会される場合もあります。支払対象と判断された場合、どちらの保険を使うかご判断いただくことがあります。

また、保険の種類によっては、どちらかを代表として支払い、後に保険会社が他社に按分額の求償をします。

なお、子ども会賠償責任保険・他保険をあわせても、損害賠償額を超えることはできません（請求関係書類として“領収書の原本”の提出をご依頼しています）。

Ⅲ 結局いくら払われるの？

12 保険会社から、子ども会が100%有責（支払対象）との判断が出た。最終的にいくら保険金が出るのか？

提出された書類等により、保険会社で決めることとなります。まず、「損害額」を確定させます。

修理対応が可能な場合は、修理見積の妥当な修理金額が「損害額」となります。修理が不可能なもの、又は全損と認められる場合は、購入年月と購入額から時価額を算定し「損害額」とします。計算式としては、「損害額」×支払割合（例では100%）－免責額（自己負担額）＝支払額（保険金）となります。子ども会損害賠償責任保険の免責額（子ども会の自己負担額）は、対物損壊＝1,000円、対物賠償＝3,000円、対人0円／1事故となります。

支払可否は、送付いただいた事故報告書等に基づき保険会社が判断します。

公益社団法人 全国子ども会連合会 様

新規加入の記入例

電子メール宛先： kyosai@okakoren-kscs.net
 (メール件名「安全共済会提出 OOBOOGOOK」)
 Excel データにて送付。(ファイル名 OOBOOGOOK)
 提出方法： 単位子ども会→専用アドレスに送付

市区町村等子連
受付日

専用アドレスに送付してください。

共済掛金等報告書(ネット加入用)

登録したの日にちでなく、
今年度の提出期限に合わせ
てください。

(提出日) 令和 8 年 5 月 8 日

岡崎市子ども会育成者連絡協議会

市区町村等子連	岡崎市子ども会育成者連絡協議会
単位子ども会	〇〇〇子ども会
単位子ども会番号	'〇-〇-〇
担当者	〇△ □◇
連絡先電話番号	〇X〇-XXX-XXXX

日付になってしまう場合、先頭に「'」(アポストロフィ)を付ける。
もしくはセルを文字列

新規

追加

該当に「〇」表示します。

新規加入は新規欄に「〇」表示願います。

(提出日)、2. 今回加入者の登録日は、記入例通りの日付で記入して下さい。

共済掛金等下記のとおり報告いたします。

加入者情報・年間行事計画・定例活動はネット加入登録のとおりです。

1. 今回加入者数

30 名

新規加入は、下段の累計加入状況と同じ人数になります。

2. 今回加入者の登録日

4月1日 ~ 5月8日

令和8年度の初回加入期間を
4/1~5/8とします。
変更可能期間 5/9~5/24
4/1付加入 最終登録日 5/29

3. 共済掛金等(今回加入者分)

送金額(注)	送金(納金)日
注 安全	注 指定都市子連会費等の

金額・日付記入不要(岡子連註記)

【累計加入状況】

種別	幼児	小学生	中学生	高校生等	育成者等	合計
人数	5 名	15 名	3 名	2 名	5 名	30 名
	(うちジュニアリーダー数)		0 名	0 名		0 名
	高校生等	相当	育成者等	→	育成者・指導者・事務局職員	

今年度新規加入以降の累計です

種別の累計加入人数はログイン後の加入者情報の加入者登録リストの上段に記載されています。

ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

公益社団法人 全国子ども会連合会 御

追加加入の記入例

電子メール宛先： kyosai@okakoren-kscs.net
 (メール件名「安全共済会提出 OOB00G00K」)
 Excel データにて送付。(ファイル名 OOB00G00K)
 提出方法： 単位子ども会→専用アドレスに送付

市区町村等子連
受付日

専用アドレスに送付してください。

共済掛金等報告書(ネット加入用)

登録したの日にちでなく、追加分の提出日に合わせてください。

(提出日) 令和 8 年 6 月 28 日

岡崎市子ども会育成者連絡協議会

市区町村等子連	岡崎市子ども会育成者連絡協議会
単位子ども会	〇〇〇子ども会
単位子ども会番号	'〇-〇-〇
担当者	〇△ □◇
連絡先電話番号	〇X〇-XXX-XXXX

日付になってしまう場合、先頭に「'」(アポストロフィ)を付けます。

新規

追加

該当に「〇」表示を記入

2回目以降の加入手続きの場合は追加欄に「〇」表示願います。

共済掛金等を下記のとおり報告いたします。

加入者情報・年間行事計画・定例活動はネット加入登録のとおりです。

1.今回加入者数

10 名

追加する人数を記入します。
※累計ではありません

前回提出日の翌日～今回提出日までの期間を記載

2.今回加入者の登録日

5月9日 ~ 6月28日

3.共済掛金等(今回加入者分)

送金額(注)	送金(納金)日
② 安全	② 指定都市子連会費等の

金額・日付記入不要(岡子連註記)

【累計加入状況】

種別	幼児	小学生	中学生	高校生等	育成者等	合計
人数	5 名	21 名	3 名	2 名	9 名	40 名
		(うちジュニアリーダー)	0 名	0 名		0 名
		高校生等→専ら	当	育成者等	→ 育成者・指導者・事務局職員	

今年度新規加入以降の累計です

種別の累計加入人数はログイン後の加入者情報の加入者登録リストの上段に記載されています。

市区町村等子連 受付日	
----------------	--

都道府県・指定都市 子連受付日	
--------------------	--

所属の市区町村等子連に提出
願います。

変更届(単位子ども会)

(提出日) 令和 〇 年 7 月 15 日

市区町村等子連	文京市子ども会育成連絡協議会
単位子ども会	大塚子ども会
単位子ども会番号	000-001-001
担当者	神田 隆
連絡先電話番号	OXX1-23-5678

全国子ども会安全共済会規程に基づき、次のとおり変更届を提出いたします。

1. 転入届(転入者を受け入れた子ども会が提出)

転入者	新会員 NO.	氏名	種別	学年	3歳 以下	転入 月	転入 日	旧所属団体	旧所属団体	
									単位子ども会	単位子ども会NO
	51	田端 連	小	3		7 月		文京市子連	駒込子ども会	000-001-003
	52	田端 結菜	幼			7 月		文京市子連	駒込子ども会	000-001-003
	53	田端 結衣	幼		○	7 月		文京市子連	駒込子ども会	000-001-003

3歳以下の幼児の場合はここに「○」表示をお願いします。

種別欄は「幼」「小」「中」「高」「育」と表示してください。

転入した会員のNo.・氏名を記入してください。

2. 加入者名簿の変更・訂正

変更・訂正 する 加入者	会員NO.	氏名	変更・訂正内容
		030	秋葉 ゆうな

変更・訂正する会員のNo.・氏名を記入してください。

変更訂正する内容を記入してください。

3. 代表者変更

(新)			(旧)		
(フリガナ) 代表者	カンダ タカシ 神田 隆		(フリガナ) 代表者	オオツカ イチロウ 大塚 一郎	
連絡先	住所	〒 000 - 1111 子ども県文京市大塚町1-7	連絡先	住所	〒 000 - 1111 子ども県文京市大塚町1-6
	電話番号	OXX1-23-5678		電話番号	OXX1-23-1234
変更日	7月1日				

令和5年1月改訂

〈個人情報の取り扱いについて〉
本共済契約に関する個人情報は、公益社団法人全国子ども会連合会が共済引受の審査、本共済契約の履行のために利用いたします。また、上記の利用目的の達成に必要な範囲で、業務委託先、共済金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。ただし、保健医療等の特殊な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

公益社団法人 全国子ども会連合会 御中 所属の市区町村等に提出願います。

全国子ども会安全共済会事故第一報報告書

(死亡・後遺障害・医療)

市区町村等子連 受付日	
----------------	--

提出日現在の内容で記入願います。
地区・学区、単位子ども会番号は必要に応じて記入してください。

(提出日) 令和 〇 年 8 月 9 日

都道府県・指定都市 子連受付日	
--------------------	--

市区町村等子連	文京市子ども会育成連絡協議会
代 表 者	本郷 次郎 ← 単位子ども会会長名を記入
担 当 者	共済 花子 ← 作成者の氏名を記入
連絡先電話番号	0XX1-23-4560

事 故 内 容							
報 告 者	音羽 達也	被共済者 との関係	親権者	連絡先 電話番号	0XX1-23-1313		
事 故 日	令和 〇 年 8 月 7 日 (日)	時刻	10:30	天候	晴れ		
学 区 ・ 地 区	大塚地区						
単 位 子 ども 会	大塚子ども会	単位子ども会番号	000-001-001				
被 共 済 者	音羽 翔太	男 ・女	10 歳	小学4	学年		
行 事 名	ソフトボール練習						
発 生 場 所	文京第一小学校 グラウンド						
事故の状況（原因・処置・経過・傷害・疾病の状況） ソフトボールの試合形式の練習中、ヒットを打ってファーストベースからセカンドベースにすべりこんだ。 その際に、右足がセカンドベースにあたり、グキッと音がして捻ってしまった。 アイシングをして様子をみたが、なかなか痛みがひかないので翌日病院に行った。 レントゲン検査の結果、右足首の骨折と診断された。ギプスで患部を固定し、経過観察で現在通院中。							
どのような状況で事故が発生したかできるだけ詳細に記入願います。							
KYTの実施状況	毎年4月に安全啓発講習会を実施している。当日も事前に「KYT」を実施した。						
都道府県・指定都市 子連確認欄	加入者 名簿確認		共済掛金 入金確認		行事確認		請求書 受付確認

＜個人情報取り扱いについて＞
 本共済契約に関する個人情報は、公益社団法人全国子ども会連合会が共済引受の審査、本共済契約の履行のために利用いたします。
 また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先、共済金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。
 ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

子ども会賠償責任保険事故報告《第一報》

【B01】

報告日：令和〇年6月7日

対人・対物
(いずれか〇)

事故を起こした人(加害者)が特定できない場合は、主催団体の代表者名を記入してください。

主催者 (事故の責任が求められる子ども会)	団体名	大塚子ども会
	代表者名	大塚 太郎
	住所	東京都文京市大塚1-1-1
	担当者	音羽 花子
	連絡先	042-111-6666
(共催者があれば共催者名)		

主催団体に関する事項を記入ください。

事故日時	令和〇年6月4日(土曜日)	午前・午後 10時30分頃
事故場所	大塚小学校グラウンド	

<事故を起こされた方>

加害者(甲)	所属子ども会名	主催子ども会と同じ	共催子ども会と同じ
	住所	東京都文京市大塚2-3-4	
	氏名	根津 太郎	男・女 10才(他名) TEL 042-111-8888
	他の賠償責任保険加入有無	有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>	保険名称 個人賠償(たんぼぼを含む) (その他) 会社名

加害者が個人賠償責任保険に加入の有無を記入してください。有の場合は保険名称・会社名を記入してください。

<ケガをされた方・損害を被った方(被害者)(学校等の場合は学校名)>

被害者(乙)	住所	東京都文京市大塚3-3-3	
	氏名	大塚小学校 校長 湯島 一郎	男・女 55才 TEL 042-111-9999

<事故の状況>

事故発生状況	事故の発生原因・状況・結果など右欄に詳しく記入して下さい。 ①甲と乙は、事故のとき、何をしていましたか。 ②事故の原因は何ですか。 ③甲は乙に対してどのような損害を与えて賠償責任を負うに至ったのですか。 ④事故の後、どのような措置をとりましたか。	<行事名：ソフトボール練習 記入例 > ソフトボールのバッティング練習で打った球が、誤った方向へ飛んでしまい、防球ネットを超えて校舎一階の窓ガラスに当たり、窓ガラスが割れてしまった。 すぐに、小学校へ連絡して破損箇所の写真を撮り、大塚ガラス店へ修理依頼を行った。
	事故の状況図・見取り図 概略図を記入ください。	修理代金・修理業者がわかる場合は記入してください。
被害損害状況	対物 ◎修理見積金額 15,000 円 ◎修理者名・連絡先 042-111-8899 大塚ガラス店 ◎修理不可能な場合：破損物の購入年月及び購入額— 年 月 円	対人 ◎ケガの部位： ◎治療状況：入院 通院 手術 ◎病院名・連絡先：

個人情報、子ども会賠償責任保険の引受の審査及び履行のために利用いたします。また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。ただし、非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

市区町村子連/都道府県(指定都市)子連 等記入欄

市区町村等子連名	文京市子ども会育成連絡協議会
(校区・学区がある場合) 校区・学区名	文京地区
県(指定都市)子連名	特定非営利活動法人東京都子ども会連合会
担当者名	白山 弥生

全子連処理欄

全子連管理No.	受付印
—	

美河ブロック			常葉ブロック			南ブロック			矢作ブロック		
男川学区			井田学区			福岡学区			矢作東学区		
2	1	1 洞町	4	1	1 井田1区	5	1	1 清水	8	1	1 矢作一区
2	1	2 大平西町	4	1	2 井田2区	5	1	2 玉川	8	1	2 矢作二区
2	1	3 丸山町	4	1	3 井田3区	5	1	3 高須	8	1	3 矢作三区北
2	1	4 めぐみ	4	1	4 井田4区	5	1	4 高田	8	1	4 矢作三区南
2	1	5 小美町	4	1	5 井田5区	5	1	5 市場	8	1	5 矢作四区
2	1	6 大平上町	4	1	6 井田6区	5	1	6 仲町	8	1	6 矢作四区南
2	1	7 東町	4	1	7 井田7区	5	1	7 対屋	8	1	7 矢作五区
美合学区			4	1	8 井田8区	5	1	8 西八町	8	1	8 北本郷
2	2	1 保母町	4	1	9 井田9区	5	1	9 永井	8	1	9 暮戸
2	2	2 岡町	4	1	10 井田10区	5	1	10 萱園	8	1	10 中園東
2	2	3 岡二区	4	1	11 井田11区エンゼル	5	1	11 上地	矢作北学区		
2	2	4 美合東	4	1	12 井田12区	5	1	12 上地2区	8	2	1 舳越町
2	2	5 美合西本町	4	1	13 真伝1区	5	1	13 上地3区	8	2	2 東大友町
2	2	6 生田東	4	1	14 真伝2区	城南学区			8	2	3 西大友町
2	2	7 生田西	4	1	15 真伝3区	5	2	1 城南	8	2	4 中園町
緑丘学区			4	1	16 真伝4区	5	2	2 上和田団地	8	2	5 橋日本町
2	3	1 平地中・西1区	4	1	17 鴨田1区	5	2	3 羽根	8	2	6 森越町
2	3	2 緑1・2・3区	4	1	18 稲熊4区	5	2	4 上和田	矢作西学区		
2	3	3 馬頭・緑丘3区	4	1	19 みつぱち	5	2	5 羽根北新町	8	3	1 宇頭第1
2	3	4 日清	4	1	20 松橋	5	2	6 江口	8	3	2 宇頭第2
2	3	5 平地東	4	1	21 真伝5区	5	2	7 天白	8	3	3 宇頭第3
2	3	6 平地西4区	4	1	22 井田	六ツ美中部学区			8	3	4 宇頭第4
2	3	7 平地西3区	愛宕学区			5	3	1 上青野町	8	3	5 西本郷町
2	3	8 平地西2区	4	2	1 伊賀A	5	3	2 在家町	8	3	6 西本郷第2
2	3	9 みはらし台	4	2	2 伊賀5	5	3	3 本郷	矢作南学区		
2	3	10 つむぎ	4	2	3 伊賀6	5	3	4 下青野町	8	4	1 渡上
生平学区			4	2	4 伊賀C	5	3	5 高橋町	8	4	2 大和第一
2	4	1 東部	4	2	5 西六供	5	3	6 上合欽木	8	4	3 大和第二
2	4	2 中部	4	2	6 六供本町	5	3	7 下合欽木	8	4	4 上
2	4	3 西部	4	2	7 東能見	5	3	8 福桶町	8	4	5 筒針
2	4	4 ちせいの里	4	2	8 能見通り1丁目	5	3	9 坂左右町	8	4	6 中
秦梨学区			4	2	9 能見中	5	3	10 上三ツ木町	8	4	7 松葉
2	5	1 秦梨南	4	2	10 能見北	5	3	11 下三ツ木町	北野学区		
2	5	2 秦梨北	常磐南学区			六ツ美北部学区			8	5	1 北野東部
小豆坂学区			4	3	1 常磐南	5	4	1 下和田町	8	5	2 北野南部
2	6	1 美合大通	常磐東学区			5	4	2 野畑町	8	5	3 北野西部
2	6	2 小豆坂一区	4	4	1 米河内	5	4	3 土井町	8	5	4 北野中部
2	6	3 東山	4	4	2 大柳	5	4	4 牧御堂町	8	5	5 橋目中町東
2	6	4 戸崎6区	4	4	3 若葉	5	4	5 井内町	8	5	6 橋目中町西
2	6	5 戸崎7区	常磐学区			六ツ美南部学区			8	5	7 小針
2	6	6 不吹	4	5	1 滝新町	5	5	1 国正			
2	6	7 五本松一区	4	5	2 滝町	5	5	2 中村			
岡崎学区			下山学区			5	5	3 定国			
3	2	1 若松郷	4	6	1 下山	5	5	4 上羽角町			
3	2	2 若松栄1丁目				5	5	5 正名			
3	2	3 若松栄2丁目				5	5	6 上側			
3	2	4 若松栄3丁目				5	5	7 上側新町			
3	2	5 若松栄4丁目				5	5	8 新町			
3	2	6 針崎東				5	5	9 本町			
3	2	7 針崎郷				5	5	10 境			
3	2	8 柱郷				5	5	11 八幡			
						5	5	12 後屋敷			
						5	5	13 小園			
						5	5	14 安藤高畑			
						5	5	15 平和学園			
						六ツ美西部学区					
						5	6	1 赤洪A			
						5	6	2 中之郷			
						5	6	3 法性寺			
						5	6	4 宮地			
						5	6	5 赤洪B			
						上地学区					
						5	7	1 上地4区			
						5	7	2 上地5区			
						5	7	3 上地6区			
						5	7	4 上地7区	岡子連用		
						5	7	5 上地8区	0	1	岡子連
						5	7	6 上地9区	0	2	事務局
						5	7	7 上地10区	0	3	JLC
						5	7	8 若松東			
						5	7	9 若松新町			